

消費者委員会の機能強化等に関する意見

日本弁護士連合会

弁護士 大迫 恵美子

第 1 消費者委員会の役割・機能について

【意見の趣旨】

- 1 消費者被害の多数を占める取引被害の防止についても、重点的に対応すべきである。
- 2 消費者委員会に、取引被害に関する調査会を設置し、専門知識を有する担当職員を多く配置すべきである。
- 3 取引被害に関する調査会の活動は、回数を増やし、本委員会の活動に合わせ活発に行うべきである。
- 4 消費者委員会の委員には、取引分野の知識経験・情報分析能力を持つ委員を配置するとともに、委員会への出席が困難な委員ははずす等、構成員の見直しによっても、委員会のさらなる活性化を図るべきである。
- 5 取引については、幅広く、不招請勧誘禁止の導入をすべきである。とくに、金融商品に関しては全面的に不招請勧誘を禁止すべきである。
- 6 取引被害のうち 2 大勢力となっている、特定商取引法関連被害と金融商品等被害については、特定商取引法と、金融商品取引法、商品先物取引法などの関連法との調整が必要である。とくに、無登録業者の販売するまがい金融商品について、法律の間に落ち込まないよう十分な手当をすべきであるから、消費者委員会がそうした間隙を積極的に指摘し、関係省庁に提言していくべきである。
- 7 消費者委員会が、提言、建議を出した後、その後の影響や実施度を検証するための体制を用意すべきである。

【意見の理由】

- 1 国民生活センターの苦情・相談件数を見ても、その 7 割はいわゆる取引被害に関するものである。既に調査会等が設置されている食品衛生、安全の分野が重要であることは否定しないが、それにも増して、取引被害が消費者、とくに高齢者の生活を蝕んでいる現実は見過ごしにできない。とくに、我が国が世界に先駆けて未曾有の高齢化社会に突入しようとしている現在、既存の法制度だけでは解決できない、高齢者を狙った多くの取引被害が生まれつつあることを自覚し、先進的かつ、独創的な被害防止、被害回復の法制度を用意することが

喫緊の課題である。消費者委員会は、そうした現状を十分認識し、指導的立場から各関連省庁に対し、これまでより一歩踏み込んだ消費者保護のための取引規制を用意するよう提言すべきである。

- 2 取引被害についての情報収集、規制方法、内容等について具体的に調査・検討する機関が必要である。本委員会だけでは限界がある。調査会には、多数の専門的知識を有する職員を配置する必要があるし、調査会の開催回数は、少なくとも本委員会と同じ、あるいはそれ以上に増やし、本委員会が調査会の報告を受けて実質的な審議を行えるよう配慮すべきである。
- 3 取引の中でも、金融商品取引に関しては、高齢者の老後資金を根こそぎ奪う、極めて悲惨な被害が多発している。消費者委員会の提言第1号となった未公開株問題も、いっこうに沈静化する気配がない。相談現場では、慌てて駆けつけてきた高齢者が、「明日までに500万円振り込めば、これまで出した分全部を取り戻せると言われているが、振り込んで大丈夫か。」といった、まさに今現在、加害行為が進行中の事案多数が寄せられていて、「振り込んではいけない。」と説得するのに骨を折っている状態である。

こうした状況は、一般に、業者が電話で不特定多数人に株を売ることがあり得ると認識されていることにも原因がある。株に限らず、金融商品は、電話勧誘や訪問販売が禁じられ、処罰対象となれば、そうした事実が広く一般に認識されるようになり、電話勧誘等に応じる人はなくなって、劇的に被害が減るはずである。もともと電話勧誘や訪問販売などの不招請勧誘は、不意打ち的かつ密室性があることから、消費者の自由で冷静な判断を阻害し、悪質商法の温床となっている。外国為替証拠金取引など一部不招請勧誘禁止が導入された金融商品取引もあるが、まだ不十分である。全ての金融商品について、速やかに禁止されるべきである。

第2 消費者委員会の運営状況に対する評価

- 1 活動は十分とは言い難い。提言、建議ももっと早く、多数出されてもいいのではないか。
- 2 せっかくの提言第1号となった未公開株被害防止に関する提言も、マス・メディアの関心が低く、取り上げられ方も非常に地味であった。残念ながら、消費者委員会の影響力が乏しい。
- 3 消費者庁との役割分担が不明確で、消費者委員会独自の存在意義が十分示されていない。

第3 問題点と対処

- 1 さらに優れた人材を多く集める必要がある。その際、実効性のある提言を関係各省庁に発していくには、消費者委員会の活動に一定の時間を割けることも委員選抜の重要な要素とすべきである。優秀な人材であっても、多忙を理由に委員会への出席が十分果たせないようであるなら、思い切った人材の入れ替え等も視野に入れつつ、さらなる補充をすべきである。
- 2 人材の確保には、十分な予算の確保も不可欠である。実効性のある提言・建議を行いつけるには、先に出した提言・建議の結果を監視・検証が不可欠である。そのためにも十分な人・予算を割り当てる必要がある。

以上